

次のとおり一般競争入札を行います。

平成 28 年 7 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 1 入札に付する事項

### (1) 事業名

神奈川県立体育センター等特定事業

### (2) 事業の場所

藤沢市善行 7-1 の 1 及び 7-1 の 2（現神奈川県立体育センター及び現神奈川県立総合教育センター）

### (3) 事業の概要

入札説明書で定める総合評価の方法で落札者とされた者（以下「P F I 事業者」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「P F I 法」という。）に基づき、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（以下「S P C」という。）を設立し、神奈川県立体育センター及び神奈川県立総合教育センター（以下総称して「本施設」という。）の設計、建設等を行い、神奈川県に本施設（設備等を含む。）の所有権を移転した上で、本施設の維持管理業務、運営支援業務等を行います。

### (4) 事業内容

- ア 施設整備業務
- イ 開業準備業務
- ウ 維持管理業務
- エ 運営支援業務
- オ 飲食施設等運営業務
- カ 自主事業

### (5) 事業期間

本契約締結日から平成 47 年 3 月 31 日まで（15 年の維持管理期間を含む。）

### (6) 総合評価による一般競争入札

本件入札は、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札です。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件を満たす者であることを要します。

### (1) 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者は、事業範囲に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、入札手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めることを要します。
- イ 入札参加者は、参加表明書及び資格確認申請書の提出時において、応募グループの各構成員と協力企業（協力企業とは、応募グループの各構成員以外の者で、事業開始後、P F I 事業者から本事業の業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。）の企業名及び携わる業務等を明らかにすることを要します。
- ウ 入札参加資格の確認基準日（以下「確認基準日」という。）後は、応募グループの各構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じ、代表企業以外のお応募グループの各構成員又は協力企業を入札書の受付までに変更又は追加しようとする者において

は、入札日の7日前までに県と協議を行い、県の承諾を得るとともに、変更又は追加後において入札参加者に必要な資格を有することを証明できる場合に限り、代表企業以外の応募グループの各構成員又は協力企業を変更し、若しくは追加し、又は携わる予定業務を変更することができます。

エ 応募グループの各構成員及び協力企業は、他の応募グループの構成員又は協力企業となることはできません。

オ 落札者たる応募グループの構成員は、本件事業を実施するために出資し、特定事業契約の仮契約締結時までに会社法に規定される株式会社としてSPCを設立し、本店所在地を県内に置くものとします。

(2) 応募グループの各構成員及び協力企業に共通の参加資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 神奈川県指名停止期間中の者でないこと。

ウ 確認基準日において、債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

エ 確認基準日において、事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

オ 確認基準日2年以内に、銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始を受けた後、神奈川県の競争入札参加資格の再認定を受けた者は除きます。

カ 確認基準日6か月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続開始の決定を受けた後、神奈川県の競争入札参加資格の再認定を受けた者は除きます。

キ 営業所実態調査における指導事項の改善について（通知）を神奈川県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。

ク 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

ケ 神奈川県が本事業について、金融、法務、技術等に関する検討を委託するアドバイザー契約に参与している企業又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

なお、当該アドバイザー業務に参与している者は、株式会社長大（同協力企業として、東京丸の内法律事務所）です。

コ PFI法第9条の欠格事由に該当している者でないこと。

(3) 応募グループの各構成員に共通の参加資格要件

応募グループの各構成員は、神奈川県入札参加資格者名簿に登録されている者及びその営業を継承した者であること。詳細については、入札説明書を確認してください。

なお、神奈川県入札参加資格者名簿に登録されていない者で入札に参加しようとする者は、平成28年10月4日（火）までに、かながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県入札参加資格申請共同受付窓口へ提出してください（問合せ先（工事関係）神奈川県県土整備局事業管理部建設業課横浜駐在所建設業審査担当（横浜市神奈川区鶴屋

町 2-24 の 2 かながわ県民センター) 電話 (045) 313-0722 (工事以外) 神奈川県  
会計局調達課資格審査グループ (横浜市中区日本大通 1) 電話 (045) 210-6721)。

(4) その他

入札に参加する者に必要な資格の詳細については、入札説明書を確認してください。

3 入札参加手続

(1) 入札説明書、入札説明会及び現地見学会に関する事項

ア 入札説明書の閲覧

入札説明書は、平成 28 年 7 月 29 日 (金) から同年 10 月 3 日 (月) まで (土曜日、  
日曜日及び祝日を除く。) の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時  
15 分まで神奈川県教育委員会教育局行政部教育施設課体育センター・総合教育セン  
ター再整備グループ (横浜市中区日本大通 33 住宅供給公社ビル 7 階 電話 (045)  
210-1111 (内線 8027)) で閲覧に供します。また、神奈川県のホームページにお  
いても閲覧に供します。

なお、入札説明書の配布はしないので、必要に応じて神奈川県のホームページか  
らダウンロードしてください。

神奈川県のホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/4021/>

イ 入札説明会及び現地見学会

平成 28 年 8 月 5 日 (金) 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで  
神奈川県立体育センター及び神奈川県立総合教育センター

(2) 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札に参加することを表明し、2 に掲げる入札に参  
加する者に必要な資格を有することを証明するため、次のとおり参加表明書、一般  
競争入札参加資格確認申請書及び資格確認資料 (以下「参加表明書等」という。) を  
提出し、入札参加資格の確認を受けることを要します。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた  
者は、本件入札に参加することはできません。

ア 参加表明書等の受付の日時、場所及び方法

入札に参加しようとする者は、平成 28 年 10 月 4 日 (火) の午前 8 時 30 分から  
正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までに神奈川県教育委員会教育局行政  
部教育施設課体育センター・総合教育センター再整備グループへ持参してくださ  
い。郵便、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めません。

イ 入札参加資格の確認基準日

平成 28 年 10 月 4 日 (火)

ウ 資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果通知は、書面により平成 28 年 10 月 14 日 (金) までに  
通知します。

エ 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格の確認により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がな  
いと判断された理由について、書面により説明を求めることができます。

説明を求める者は、平成 28 年 10 月 14 日 (金) から同月 21 日 (金) まで (土  
曜日及び日曜日を除く。) の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5

時 15 分までに神奈川県教育委員会教育局行政部教育施設課体育センター・総合教育センター再整備グループへ説明要求の書面（様式自由）を持参してください。

郵便、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めません。

オ 入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、入札日において、2 で定める要件の一つでも満たさない場合は、入札に参加することはできません。

#### 4 入札方法等

##### (1) 入札書類の受付及び開札の日時及び場所

平成 28 年 12 月 9 日（金）午後 2 時

横浜市中区日本大通 33 住宅供給公社ビル 5 階 委員会会議室

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札執行回数は、1 回とします。

(4) 予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者の提案を総合評価の評価対象として、事業提案評価を行います。

#### 5 提案書の受付及び評価方法

(1) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格で入札をした事業者は、平成 28 年 12 月 9 日

（金）の午後 2 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提案書を神奈川県教育委員会教育局行政部教育施設課体育センター・総合教育センター再整備グループへ持参してください。

(2) 提案書の評価に際しては、神奈川県が別表の落札者決定基準に従い審査を行い、合計した得点が最も高い提案を優秀提案とします。また、神奈川県立体育センター等再整備事業に係る P F I 事業者選定評価委員会（以下「評価委員会」という。）から、提案資料の内容について意見を聴取します。

なお、提案審査に当たって、提案内容の確認のために神奈川県が必要と判断した場合には、ヒアリング等を実施します。

#### 6 落札者の決定等

(1) 神奈川県は、評価委員会からの意見聴取の結果を参考に、落札者を決定します。

(2) 入札結果は、入札参加者に書面で通知するとともに、審査結果及び審査の講評と併せて神奈川県ホームページへの掲載その他の方法により公表します。電話等による問合せには応じません。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金については、免除します。

(2) P F I 事業者は、契約保証金（施設設備費（本件工事費相当額）の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額）を納付するものとします。ただし、次に掲げる証券等の提供をもって契約保証金の納付に代えることができます。

ア 神奈川県債証券

イ 国債証券

ウ 政府保証のある債券

エ 銀行が振出し又は支払保証をした小切手

オ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関による保証書

また、代表企業及びPFI事業者の株主のうち神奈川県が適当と認めるものの保証契約を締結させた場合又は保証限度額が本件工事費等相当額の100分の10に相当する額の履行保証保険を付保した場合には、契約保証金の納付を免除します。

なお、契約保証金は、本件工事期間中は返還しません。

## 8 その他

### (1) 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

ア 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 参加表明書等に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札

エ 参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

オ 記名押印のない入札書による入札又は入札事項を表示しない入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札

キ 同一事項に対し2通以上行った入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

### (2) 契約手続において使用する言語、単位、通貨及び時刻

使用する言語は日本語とし、単位は計量法に定めるものとし、通貨は日本国通貨とし、時刻は日本標準時とします。

### (3) 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。

なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。

### (4) 議会の議決

(3)の契約の締結については、平成29年第2回神奈川県議会定例会に提出し、議決を経た後に本契約となる予定です。

### (5) 入札等の詳細

入札、契約等の詳細は、入札説明書によります。

### (6) この入札に関する問合せ先

郵便番号 231-8509 横浜市中区日本大通 33 住宅供給公社ビル 7階 神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 予算・経理グループ 担当者 小花 怜史 電話 (045) 210-8112

## 9 Summary

- (1) The nature and quantity of the services to be purchased : Design, construction, operation and maintenance of Kanagawa Prefectural Physical Education Center and Kanagawa Prefectural Education Center
- (2) Time, date and place of tender application : between 8:30 a.m. and 5:15 p.m. (except from noon to 1:00 p.m.), October 4, 2016, Kanagawa Prefectural Education Bureau
- (3) Time, date and place of bid opening : 2:00 p.m., December 9, 2016 at Kanagawa Prefectural Education Bureau
- (4) Contact point for the notice : Satoshi Obana, Financial Affairs Division, Administration Department, Kanagawa Prefectural Education Bureau, Nihon-Odori 33, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231 - 8509 Japan, Tel (045) 210 - 8112

## 別表

## 落札者決定基準

大項目	配点	中項目	配点	評価の視点
① 事業計画全般に関する事項	30	業務遂行体制	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の背景や目的及び施設の役割の十分な理解及び積極的に取り組む姿勢</li> <li>・本事業の確実な実施体制</li> <li>・県との連絡調整の確実性及び事業者内の着実な連絡体制</li> <li>・不測の事態が生じた場合に事業に影響を及ぼさない工夫</li> </ul>
		事業収支計画	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備費及び維持管理・運営支援費の算定根拠の明確性</li> <li>・事業収支計画の安定性及び確実性</li> </ul>
		リスク管理、業務の品質確保	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク顕在時の適切な対応策や、保険付保等によるリスクの転嫁策</li> <li>・事業期間における業務の品質の継続した確保</li> <li>・緊急時における利用者の適切な安全確保等</li> </ul>
② 施設整備に関する事項	105	施設の全体配置、外構計画	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者や高齢者を含めた全ての利用者にとっての安心・安全な敷地内動線</li> <li>・周辺環境に配慮した施設計画</li> <li>・利用者が安全かつ快適に利用可能な駐車場計画（誘導方法、料金システム等）</li> <li>・視認性及びデザイン性に優れたサイン計画</li> </ul>
		第2アリーナ・プール棟	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未病を改善する取組やパラスポーツへの対応など、多様な利用形態に対応する施設・設備計画及び器具・備品計画</li> <li>・各種競技種目の大会・練習会場などに対応する施設・設備計画及び器具・備品計画</li> <li>・利用者の利便性と快適性、安全性を高めるための工夫</li> <li>・障害者等に配慮した、ユニバーサルデザイン</li> <li>・利用者の休憩や滞留のスペース確保、利用者の交流を創出する施設計画や備品計画</li> </ul>
		本館棟	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・検査エリアにおける利用者のプライバシー確保に配慮した室内環境、研修者との動線の明確性</li> <li>・検査広場におけるプライバシーの確保の工夫</li> <li>・多様な研修に柔軟に対応する施設・設備計画や、器具・備品計画</li> <li>・利用者の利便性と快適性、安全性を高めるための工夫</li> <li>・障害者等に配慮した、ユニバーサルデザイン</li> </ul>
		宿泊棟	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊利用者が安心・快適に宿泊できる施設・設備計画</li> <li>・宿泊利用者のプライバシー確保への配慮</li> </ul>

大項目	配点	中項目	配点	評価の視点
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食施設や物販施設の利便性・快適性</li> <li>・宿泊利用者と飲食・物販施設利用者の動線の明確性</li> <li>・障害者等に配慮した、ユニバーサルデザイン</li> </ul>
		グリーンハウス	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物の保全に配慮した外観計画、内装計画、外構計画</li> <li>・利用者の利便性と快適性、安全性の確保や、交流の促進を図る工夫</li> <li>・総合受付の機能及び利用者にとってのわかりやすさ</li> <li>・障害者等に配慮した、ユニバーサルデザイン</li> </ul>
		テニスコート及び更衣室	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の利便性と快適性、安全性を高める施設・設備計画、器具・備品計画</li> <li>・障害者等に配慮した、ユニバーサルデザイン</li> </ul>
		構造・設備計画、防災計画	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の用途変更にも対応しうるフレキシブル性</li> <li>・耐震性、防災性、防犯性など、構造・設備における機能性、安全性の確保</li> <li>・大規模災害発生時のライフライン確保等のための方策</li> </ul>
		環境への配慮及びライフサイクルコストの低減	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全への配慮、エネルギーの効率的利用及び資源の有効活用</li> <li>・躯体構造、建築材料及び設備機器の耐久性、耐用性、保全性及びライフサイクルコスト低減等の経済性</li> <li>・継続してライフサイクルコストの縮減を図る取組</li> </ul>
建設業務に関する事項	60	事業スケジュール及び施工計画	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期日までにしゅん工・引渡しを行うための工程計画や仮設計画</li> <li>・不測の事態が生じた場合のスケジュール遵守に向けた対策等</li> <li>・工事期間中の施設利用者への影響を最小限に抑える施工計画</li> <li>・開業準備業務の着実性</li> </ul>
		周辺環境への配慮	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事期間中の通行人の安全対策及び工事に伴う近隣への影響（騒音、振動、悪臭、粉じん等）を最小限に抑える計画</li> <li>・工事を円滑に実施するための工夫</li> </ul>
③ 維持管理業務に関する事項	30	維持管理業務全般	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物、工作物、設備及び外構等の維持管理業務の適切かつ的確な実施に関する計画</li> <li>・環境衛生管理・清掃業務の適切かつ的確な実施に関する計画</li> <li>・事業期間終了後に必要となる大規模修繕業務の低減に向けた配慮</li> <li>・継続した省エネルギーの取組</li> <li>・非常時・災害時における県及び関係機関との適切な連携</li> </ul>



大項目	配点	中項目	配点	評価の視点
④ 運営支援業務に関する事項	30	受付・利用調整等業務、施設管理業務、プール監視等業務、トレーニングルーム安全指導等業務	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のニーズに対応し、サービスを向上する工夫</li> <li>・安全・衛生管理等、適切な危機管理方策</li> <li>・利用者がスポーツを楽しめる雰囲気づくりに向けた工夫</li> </ul>
		宿泊施設管理業務	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のニーズに柔軟に対応し、サービスを向上する工夫</li> <li>・安全・衛生管理等、適切な危機管理方策</li> </ul>
⑤ 飲食施設等運営業務に関する事項	15	飲食物販施設運営業務及び自動販売機運営業務	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のニーズに柔軟に対応し、サービスを向上する工夫</li> <li>・安全・衛生管理等、適切な危機管理方策</li> </ul>
⑥ 自主事業に関する事項	30	自主事業	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての県民のスポーツ振興に向けた自主事業計画</li> <li>・利用者のニーズを把握し、事業内容に反映する工夫</li> <li>・宿泊施設をはじめ施設の利用をより促進させる具体的な方策</li> </ul>
⑦ サービス購入料に関する事項	700		700	
合計			1,000	

備考 評価の方式は、総合得点＝①の得点＋②の得点＋③の得点＋④の得点＋⑤の得点＋⑥の得点＋⑦の得点とする。